

東近江行政組合管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める規則

昭和 53 年 8 月 1 日
中部地域消防組合規則第2号

改正 平成3年3月1日 規則第2号
平成10年3月31日 規則第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により管理者の職務を代理する副管理者の第1順位は、管理者の属する組合市町の副管理者とする。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 管理者職務代理者に関する規則（昭和47年中部地域消防組合規則第9号）は廃止する。

付 則（平成3年3月1日規則第2号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年3月31日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。